

青森・岩手県境不法投棄事案住民説明会

日 時：平成16年7月22日
18:00～21:00
場 所：タブコピアンプラザ

司 会： 農業に従事なさる方の多い田子町では一番忙しい時期の開催になりましたけれども、定刻となりましたので、県境不法投棄事案に係る住民説明会を開会いたします。

私は本日の司会を務めさせていただきます県境再生対策室の報道監の九戸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、県では夏の間サマーウエアを実施しております関係上、本日私ども事務局員も服装をカジュアルとさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、青森県特別対策局県境再生対策室の三浦室長よりご挨拶を申し上げます。

三浦室長： ご紹介いただきました県境再生対策室長の三浦でございます。

この住民説明会、今年の2月に開催してから何ヶ月かぶりでございますが、住民説明会という場ではありませんが、いろいろ行っておりました工事の節目節目の時に皆様にもいろいろご案内いたしておりまして、その場でお会いしたことも何度かございましたが、今日は先ほど司会の方からも申し上げましたように、町としては非常に何かいろいろとご都合の悪い時期、農繁期ということで、こういう時期に開催させてもらったわけですが、ひとつ決められた時間までよろしくお願いいたしますと思います。

また、お忙しい中、今日お集まりいただきました方、大変ありがとうございます。感謝申し上げます。

県境不法投棄事案における原状回復の対策につきましては、馬淵川水系の環境保全を目的に、現場周辺への汚染拡散の防止を最優先としているところでございます。このことは毎度毎度繰り返し申し上げているところでございます。

現在、廃棄物と汚染土壌は全量撤去を基本ということで様々な対策を進めてきております。ご承知のとおり、第一期の表面遮水工事が完成しまして、現在仮設の浄化プラントが稼働しているところであります。さらには、いろいろな方の、地元の方々の大変なご協力をいただきまして、工専用道路が6月に完成して洗車設備が今月中に完成する予定となっております。いよいよ搬出車両

の運行に向けた施設面での準備がこれで整うということになります。

この他、今後の工事の予定を申し上げますと、浸出水の処理施設の工事、それから浸出水の貯留池、それから防災調整池、これらがこれからのメインになりますが来年5月の完成を目指して現在工事を進めているところでございます。その完成後に遮水壁の設置工事に着手するということでもあります。

県では、このような汚染拡散防止のための工事を進めるとともに、それと併行して安全かつ速やかに不法投棄現場の原状回復を進めるために、本年度より廃棄物の撤去作業に着手するということにしております。

以上、いろいろとハードの面についてとりあえず申し上げましたが、ソフトの面で、田子町内の小中高校生を対象にしました環境学習も行っておりました、11月頃になりますでしょうか、学習発表会の場も設けていきたいと考えております。環境学習の開催にあたりまして、地元の方々に大変お世話をいただきました。感謝申し上げます。

さて、一次撤去ということで、本年度から遮水壁が完成する平成18年度までの3年間に渡りまして、ゴムシートの上にある撤去作業による地下水の影響のない一時仮置き場と中間処理場、ここにあります廃棄物の撤去を行うこととなります。これは実施計画等に定めている予定通りの行動ということになります。

本日はこの一時撤去に係るマニュアルの案などについてご説明申し上げますことにしております。

先般、このマニュアルの骨子案を皆様にご呈示していたところでありますが、その後の作業でマニュアルの内容を詳細にまとめた案を本日皆様にお渡ししてございます。このマニュアルにつきましては、撤去作業の着手に入った後も作業の進捗状況などを踏まえまして、不具合とか何かいろいろなことがあれば課題を抽出しまして適宜見直しを行っていききたいと考えてございます。

今日は、現在県が考えておりますこのマニュアル案につきまして皆様からご意見を伺いまして、それを反映させていきたいと考えております。また、一次撤去にあたっての中間処理業者も今月13日に決定いたしました。来月、実際このマニュアル案に基づきまして撤去、運搬、処理という一連の工程について試行、試しですね、試しをやっていきたいと考えております。その試行の結果等もまた踏まえながらこのマニュアルを修正すべき点を修正して、最終的にマニュアルを完成させていきたいと考えております。

平たく言いますと、本日お示ししておりますこのマニュアル案は、県としてこういう事例が全く無いことから、私もいろいろと頭の中で理論的に考えたものでありますのでこれは理論的な案ということで、来月始めます試行は現場での実践ということで、このマニュアルと実践を踏まえましてこの二つをセッ

トして最終的なマニュアルを作成していきたいと考えております。

以上、今日の会議の、住民説明会のマニュアル案についてこれからまた担当の方から詳しく申し上げたいと思いますが、毎度皆様からお叱りを受けておりますが、こういう住民説明会の資料の配布が今回もまたほとんど土壇場になってしまったと。特に今日のマニュアルは非常に大部なものでありますので、今お渡ししご覧になっていろいろとまたすぐにはというようなものもあるかもしれませんが、先ほど申し上げましたように8月に、まだ日にちは確定しておりませんが予定しております試行とこのマニュアル案とセットにして考えて頂きまして、今日お帰りになりましたらお暇な時にでもまたこの内容をよく熟読していただきまして、ご意見なりあれば本庁の対策室なり現地事務所の方にまたご意見をお寄せいただければと思います。

今日は町長さんをはじめ皆様にお出でいただきまして、大変ありがとうございます。これから本日のメインテーマでありますマニュアルの案についてご説明申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

司 会： 続きまして、中村町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

中村町長さん、すみません、よろしくお願いいたします。

中村町長： 本日は、こうして県境不法投棄事案に関わる住民説明会、その開催にあたりまして何かとお忙しい中を皆さん方のこのようなご参集に対して心から御礼を申し上げたいと思います。

さらにまた、県からはこの事案に携わるそれぞれの多くの方々、こうしてわざわざ田子町までお出でを願いまして、心からこれまた感謝を申し上げたいと思います。

だんだんだんだん産廃不法投棄というものもこうして手が付けられるようになってまいりました。私どもがこれから撤去作業というものが始まるにつけてはいろいろ心配というものが無いわけでも無いと思います。だからこそ、今日はこうしたマニュアルの説明ということになると思っております。多くの人方がより集まってきて、そしてそれぞれの不安なり考えなり、そういうものを出していただければいいのではないのかなと、そうも考えておりますが、お集まりの皆さん方はむしろそのような住民の代表になれる方々だと思っております。存分に今日の説明に対してお考えをお示し願いたいと思っております。

なおまた、町といたしましても今日の説明を受けながら分からない点、もしも不可解な点があるとするならば、それは再度県に対してご質問を申し上げながら回答を求めていかなければならない、そうも考えております。まずもって

こうして今動かんとしている撤去作業に向かってのそれぞれがお持ちになっているお考えというものが幾分でも多く出されます。そして安全な中にそのような目的というものが達成されますことを願わずにはいられないと思っております。皆さん方がどうかご忌憚のないご意見を出し合いながら大いに意義ある本日の説明会にさせていただきたいと思えます。

なお、これまで私どもも随分と荒い言葉も発してまいりましたし、そういう県に対しての、時としては反対姿勢というものを取ったわけでもないな、そう思っておりますが、往々にして誤解というものはあり得るものだと思っております。決して私どもは反対をせんがための反対もしているわけでもありませんし、さらにはまた言葉を荒くしたというのも、できるならば町の住民が考えていることもいくらかは聞いて欲しいものだなという願いからそのようなことの現れになった経緯もあらうと思えます。

だが、私どももまだまだやっていかなければいけないいろいろの事項があるうと思っております。それらは何かと言いますと、やはり田子町が一体どう考えていけばいいのか、時には意見集約をしたつもりでございましたが、なかなか集約というものが綻びが裂けるように、まとめたなと思ながらもすぐまた解れていくような経緯もありました。一体どうあればこの県境の不法投棄汚染というものが町のためになれるような方法がないのかなど。これからもまだ考えていかなければいけないものと、そう考えております。

だんだんだんだんこうして見ますと言うと、考えているうちに事が進んでいくのかも分かりません。でも、何と言っても考える分は考えていかなければいけないなと、そうも思っております。

どうか、その点に対しても、皆さん方がいろいろのいいお知恵というものを出し合いながら、町に対しても教えてもらいたいものだなと、そう思っております。できるだけ私どもも県に対して協力をし、協調し、そして一時も速やかなる撤去というものが果たされることを願いながら、簡単でございますが私の挨拶に代えさせていただきます。

本当に、忙しい中をこうしてお集まりになりました皆さん方に心から御礼を申し上げます。

ご苦勞様でございました。

司 会： 中村町長さん、本当にありがとうございました。

それでは、まず最初に原状回復事業につきまして現場の状況、汚染拡散防止対策の手順を分かりやすくまとめたDVDができましたので、これをご披露させていただきたいと思えます。約8分ですが、壇上の画面をご覧ください。照明を壇上の方暗くしてお願いをいたします。

当HPトップページ掲載の

CG「不法投棄現場の原状回復対策」をご覧ください。

DVD : 青森・岩手県境の産業廃棄物不法投棄事件の原状回復について、現場の状況と汚染拡散防止対策、撤去計画に分けてコンピューターグラフィックでご説明します。

「産業廃棄物不法投棄の現状」平成12年、13年度に汚染の実態を調査し、さらに平成13年度からは周辺環境等モニタリング調査を継続して実施し、産業廃棄物不法投棄の現状を把握しました。青森県側は11ヘクタールの土地に67万立法メートルのゴミが捨てられています。低い場所から汚泥、焼却灰、RDF様物、パーク、堆肥様物が積み重なって廃棄され、これを隠蔽するために盛土がされました。谷はゴミで埋められ、場所によって20メートルの深さになりました。現場全体に大量の焼却灰が捨てられ、また広い範囲から1パーセント未満の医療系廃棄物が見つかっています。67万立法メートルの廃棄物は、広範囲に渡って揮発性有機塩素化合物、ダイオキシン、医療系廃棄物によって汚染されており、およそ61万立法メートルが有害産業廃棄物となっています。

「原状回復対策」平成15年10月、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の基本方針が示され、本県もこれに添って実施計画を作成し、11月に提出。平成16年1月21日、環境大臣の同意がなされました。

「原状回復方針」原状回復にあたっては、馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先することを基本方針として、不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急を実施することとしました。そのため、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去することを基本としております。

「汚染拡散防止対策」不法投棄現場は馬淵川水系の上流部に位置しています。馬淵川水系は流域住民およそ21万人の水道水源として、また本県の基幹産業である農林水産業に利用されております。原状回復対策の実施にあたっては、水処理施設の整備や遮水壁の設置により万全な汚染拡散防止対策を講じた上で、廃棄物の撤去等の作業を進めてまいります。現場内の地下水に影響を及ぼさないAエリアから遮水シートで覆い始め、浸出水処理施設が完成する平成17年5月末までの間、仮設浄化プラントで浸出水の中の浮遊物質の除去を行います。平成16年度には汚染拡散防止工事や一次撤去作業に備えて町道を拡幅舗装し、洗車場を設置します。

また、これまでラグーンがあった場所に浸出水処理施設、浸出水貯留池、防災調整池を建設します。平成17年、浸出水処理施設の本格運転が始まるとともに仮設浄化プラントを撤去します。平成18年度末までに全長およそ990

メートル、幅およそ50センチの鉛直遮水壁を設置し、不法投棄現場からの汚染拡散を防止した上で残りのエリアの造成工事を行い、表面遮水シートを敷設します。廃棄物からの浸出水は遮水壁の内側に設けられた集排水管に集められ、浸出水処理施設に送られて処理されます。

「廃棄物の撤去計画」不法投棄された産業廃棄物の撤去は、浸出水処理施設、遮水壁等の設置による汚染拡散防止対策を講じた後に、遮水シート工事を敷設し、現場を六つの区画に分けて撤去していきます。平成15年から18年の間は遮水シート上に一時仮置き等をしている堆肥様物など、撤去作業による汚染拡散の恐れのないAエリアの9万6千立法メートルを撤去します。Aエリアは廃棄物撤去後ストックヤードや運搬車両の駐車場として整備します。平成19年度は、最底部に位置するEエリア1万2千立法メートルを撤去します。平成19年度から21年度にかけて、Dエリアの21万2千立法メートルの廃棄物を除去し、平成21年度から22年度にかけてCエリア13万6千立法メートルを、平成22年から23年にはFエリア5万9千立法メートルを除去。平成23年から24年の最終年度にかけてBエリアの15万6千立方メートルの廃棄物を撤去します。不法投棄産業廃棄物の撤去が完了した後も浸出水処理施設を稼働し、水質が安定するまでの間監視を続けてまいります。撤去にあたっては、廃棄物の飛散・漏液・埃の発生を抑え、安全に運搬するために廃棄物の種類や形状に合わせて汚泥吸引車、タンクローリーなどの専用車両や天蓋付密閉車両を使用します。また、不法投棄現場からの泥の移動を防ぐために、場内に洗車設備を設置し、車輪や車体などを洗浄し、洗浄水は汲み上げて廃棄する他、浸出水処理施設完成後は施設で処理することとしています。平成24年度までの10年間、435億円の経費をかけて67万1400立法メートルの産業廃棄物を撤去してまいりますが、地域住民の皆さんが一日も早く安心して暮らせる環境を取り戻すため、また安心して農林水産業に従事していただくために、各種モニタリングを実施しながら、万が一の場合に備えて緊急連絡体制を整備し、交通安全対策に十分留意しながら撤去作業を進めてまいります。全国最大規模の不法投棄現場を先駆的、かつ模範的な事例となるように、安全・安心を基本として原状回復を進めてまいります。

司 会： ありがとうございます。

こちらの方は今日届いたばかりでございます。初公開でございます。来週にもこちらをコピーいたしまして、関係の市町村、あるいは報道関係の方達に配布をしたいと考えております。

それでは次第に従いまして、早速本日の説明事項に移ってまいりたいと思っております。本日説明を予定しております事項は、廃棄物一次撤去マニュアルについて

てです。

それでは準備、よろしいでしょうか。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

西谷主幹： 環境再生計画担当の西谷と申します。

本日、お手元に一次撤去マニュアル案ということで、100ページ程度の冊子をお配りしておりますけれども、本日はスライドの方でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ステージの方のスライドをご覧いただきたいと思っております。座ってご説明をいたします。

まず、今回作成いたしましたマニュアル案につきましては、「全体管理マニュアル」、「掘削・積込マニュアル」、「洗車マニュアル」、「運搬マニュアル」、「作業環境・安全対策マニュアル」、「適正処理管理マニュアル」、「環境保全管理マニュアル」、「緊急時対応マニュアル」という8章構成で作っております。この順番でご説明をさせていただきたいと思っております。

まず全体管理マニュアルですが、これは一次撤去計画における撤去量、撤去期間等の基本条件について整理するというを目的としております。それでそのマニュアルの適用主体、関係者の責務、情報の管理方法等について定めるものでございます。マニュアルと各作業フロートの関係図をお示しをいたします。

ここに示してありますとおり、場内ではこの撤去作業、範囲ということで、場内では掘削・積込、運搬、洗車、このような流れで進んでまいりますが、横を見ますとそれぞれの範囲、工程における担当グループ、それらが遵守すべきマニュアルが横を結びますと見られるという関係になってございます。

次にこのマニュアルを遵守するための措置ということで、これは前回の協議会においても指摘をされたところでございますけれども、どのようにこのマニュアルを守っていくのかというふうな措置をこのマニュアル上に記載しております。

まず一つ目としては、関係者の工程会議、これを毎週1回開催をいたしまして、作業の監督員が予定作業の周知、あるいはマニュアル規定のいろんな事項と課題の点検をするということで、県の現場監督員は是正に必要な指示を行っていく。毎週毎週の工程会議とは別に、さらに全体会議を月に1回開催して、さらに点検をして必要な指示を行っていく。その結果、県は是正のための措置による改善と効果、あるいは課題点を把握いたしまして、必要に応じてこのマニュアル自体の見直しをしていくということでございます。

次に一次撤去の撤去範囲でございますが、ゴムシートの上にある撤去作業において地下水の汚染に影響のないAエリアと、これはこの赤く囲んでいる部

分、ここを平成18年度までの撤去範囲ということで、ここを撤去するために限定をした今回はマニュアルということでございます。その範囲を拡大いたしますと、ここが一時仮置き場、ここが中間処理施設ということで、こちらが入り口、ゲートになります。

作業といたしましては、運搬車両はこの黄色い点線、ここを入れてきまして時計回りにこのようにトラックが回ります。この緑の所、ここでトラックは待機をいたしまして積み込みをいたしまして、積み込みをした後に洗車機で洗車をして場外に出て行くということでございます。

撤去の時期でございますが、先ほど室長がご挨拶で申し上げましたとおり、8月から撤去をしたいと考えてございまして、平成19年3月、18年度いっぱいということで考えております。年間は約215日、これは土日等を除いて、後は悪天候等を除いて概ね215日程度稼働できるのではないかと見込んでおります。

撤去対象廃棄物は、先ほどの地図、図面のとおり一時仮置き場と中間処理場の堆肥様物と。合計9万6千立方メートル+現在滞留している滞留水、これも合わせて撤去をしていきたいと考えております。

年次計画ですが、平成16・17・18の3カ年度で、滞留水も含めまして約10万9千、これを計画的に撤去をするということでございます。

次に運搬ルートですけれども、これは現場から県道181号を出まして道前T字路を右折、国道104号を進みまして、三戸の川守田の交差点から国道4号に入って青森市内まで行くと。片道で約155キロ、想定の走行時間は3.5時間ということでございます。ちょっと図が横になっていますけれども、現場から国道をずっと北上いたしまして青森まで。それで155キロということでございます。

搬出先は青森市内の青森リニューアブル・エナジー・リサイクリング株式会社、青森RERと言っておりますけれども、青森市の戸門にございます。受入量としましては毎日210トン程度を想定しております。

次に作業の調整・休止の検討基準。実際、作業をするにあたって、いろんな天候状態等によりまして続行するのかいろんな検討が必要になってきます。その基本的な考え方を示しております。天気の区分によりまして、晴天・曇天の場合は通常どおり作業をいたしますが、例えば雨天の場合は1時間あたり20ミリ以上の大雨になった時には作業の調整、または休止の検討をするということでございます。それぞれ強風・濃霧、こういうものについて定めております。

次に第2章の掘削・積込マニュアルです。このマニュアルは掘削・積込作業におきましては非常に有害な廃棄物を取り扱うということから、汚染拡散防止

対策が必要でございますし、かつ作業員の安全ということにも留意する必要があります。従いまして、撤去現場における環境リスクの低減と安全性かつ効率性を目的としてマニュアルを定めるということでございます。

掘削の範囲でございますが、これは先ほどのとおりAエリアということでございます。3-3ですが、掘削量の管理ですけれども、これまで67万1千 m^3 と、我々いろんな計画においても m^3 で数値を把握しておりましたけれども、これからトラック等で搬出をしますと日常の掘削量の管理はトンで行うということになります。トンで行いますと、 m^3 と数値が比重の関係で変わってきますので、掘削量は m^3 で確認をしながら、併行してトンでも確認していくと、 m^3 とトンの両方の数を押さえながら全体の進捗状況を押さえたいと考えております。これが撤去の範囲、先ほどの図面と同じです。

次に掘削の手順ですが、バックホウによる重機掘削は雨水が滞留していない上の方から行っていきます。掘削した液物は必要に応じて鉄板を敷いた上で一時仮置きを行う。医療系廃棄物が混在しておりますので、作業の安全面ということに配慮をいたしまして、手作業は絶対に行わない、重機作業のみの掘削をいたします。掘削は、現在こうように山積みになっておりますので、上の方から掘削をして、こちら全体を低くしていきながら下げていくという方法になります。

積込方法は、性状等を確認しながらトラックに対して廃棄物の付着をなるべくしないように積込をしていく。当然のことですが、過積載をしないということです。

次に浸出水の発生抑制ですが、廃棄物を撤去する過程で重機が動く開放面積、これは必要最小限に留める。雨が降ってきますと雨が接触をして浸出水が発生しますので、この面積は極力小さく抑えると。それ以外のところは遮水シート、ブルーシート等で遮水をした上で側溝で排水をしていく。これによって浸出水量を抑制していくということでございます。

次、洗車マニュアルです。これは廃棄物の運搬車両が場外に搬出する際に、付着物が場外に移動・拡散・飛散しないために洗車を行うもので、それらの手順を定めるものでございます。洗車ヤードの一ですが、先ほどお示ししましたように、ゲートの近くに場外退出直前に配置してございます。洗車設備は水噴射により洗浄をする湿式タイプとなっております。最初にこちらの方で水噴射でタイヤ洗浄を行いまして、洗浄をした後トラックは前に進みまして、高圧ジェット水により車輪以外の部分、仕上げ洗浄とボディー、下回りの洗浄を行って、泥を落とした上で場外に出て行く。洗車に要する時間、これは1台当たり6分程度ということ想定しています。これは他で設置をしている例です。

次に洗車設備の洗浄水と汚泥の管理ですが、タイヤ洗浄機、最初の一段階目

の際の洗浄水、これは循環方式を採用したいと考えております。ただし、原則として1カ月に1回取り替えを行います。次に高圧洗浄機、これは仕上げの方ですが、これは仕上げ洗浄でございますので循環ではなくて清浄な水を使います。従いまして、毎日水を補給していくということになります。洗浄水槽には泥が溜まってきますので、その泥は定期的に搬出しまして適正に処分を行っていくということです。

次に運搬マニュアルをご説明します。廃棄物の運搬工程におきましては、交通安全、環境負荷低減及び汚染拡散防止に配慮することが必要でございます。従いまして、それらのことをどのようにするかということはこのマニュアルで示しております。

まず廃棄物の運搬車両ですが、これは登録制といたします。事前に登録された車両でなければ廃棄物を搬出できないと。廃棄物の登録車両には廃棄物運搬車両登録証というものを常時車に設置、乗せておくということでございます。これは運搬する車両の例ですが、天蓋車、これは上から見た部分ですが、この部分、この周りのところにパッキンが付いていまして密閉されるというものでございます。これはタンク車で、これも完全密閉型ということですが、先ほどの登録証ですが、これはイメージですけれども、表に県境不法投棄廃棄物運搬車両と、ここに登録番号を付しまして見やすい場所に出しておく。裏側には運転者の生年月日・性別・血液・登録ナンバー・運搬会社名を入れると考えております。

車両のグループ化ですが、廃棄物の運搬車両は概ね3台～4台のグループに分けてグループ単位で運搬をする。これは積んだ順に五月雨式に現場から出て行きますと町内を非常に頻りにトラック・ダンプが走ることになりますので、ある程度グループ化をして、一旦通ったらちょっとの間隔があくというふうな状態で走りたいと考えております。

運搬時間につきましては、国道104号、ここは通学路になっておりますので、現場に向かう時登校時間後に通行をする。運搬日は原則として平日で、土日等についてはトラックは走らせないということで考えております。

これが運搬のタイムテーブルですが、ここのピンクの部分町内を大体走る時間帯。川守田の交差点から町内を走る時間が大体この時間帯ということで考えております。

次に安全対策ですが、誘導員を配置する。これは町道の出口交差点、上郷小学校の入り口交差点、小沼交差点、この3カ所に誘導員を配置して安全対策を図りたいと考えております。これは先ほどお示ししましたとおり搬送ルート、現場から国道を北上しまして青森に搬送をする。場内の運搬のフローですけれども、これは積込、待機ヤードで待機した後積み込んで、洗車待機をして洗車

をして出るといふことで、先ほど説明をしたとおりです。

運行の管理についてですが、これは運行管理センター、これを運搬業者の事務所の方に設置をしていただきまして、このセンターに運搬車両から A・B・C・D、この定点を通過した時点で無事通過したということを常に無線で連絡をさせる。その結果を、無事に運行されている状況を我々の県境再生対策室の方にファックスなりで日々連絡をいただくといふことで運行管理をしていきたいと考えております。これは日常の点検ですが、当然のことですけれども、ブレーキペダル、いろんなこういうふうな点検は必ず毎日させるといふことです。

次、事故時の対応ですが、運転手は事故が起こった時は負傷者の救助と二次被害の防止、汚染拡散防止を最優先とする。直ちに警察・消防に連絡をする。運搬業者は飛散・流出をした廃棄物の回収が的確に実施できる体制を整備しなければならない。例えば、清掃車で直ちに駆けつけるような体制を作るといふことを義務づけるといふことをごさいます。その他、事故時の詳細な対応については後ほど説明いたしますが、第 8 章の緊急時対応マニュアルによるといふことになっております。

次に交通安全マップですが、特に交通安全に配慮すべき項目を整理しまして、交通安全マップといふものを作成いたします。このマップには通学路、学校とか公共施設、横断歩道、信号、バス停、公園、あるいは制限速度、これらのものを明記いたしまして運転手に配布をするとともにそれを熟知させるといふふうを考えております。

その他、長期休暇、学校の長期休暇中については子供さん達定時以外にもいろいろと道路を歩くでしょうから、特に注意をして走行をするように指導をする。一時停止中には環境への影響といふことを考えてアイドリングストップをさせる。

優先車両としては、農耕車とか一般車両を優先する。またスクールバス、定期バス、患者バスが運行されていますので、それらにも十分注意をするといふことです。これが先ほど出ました交通安全マップ、ちょっと小さくて見にくいのですが、この中にいろんな、通学路であるとか学校の場所であるとか病院とかバス停、横断歩道、そういうものを明記して運転手に周知するといふことです。これは田子町の中の範囲の地図。これが三戸、川守田の交差点までの地図といふことで作成をしております。

次に作業環境の安全対策マニュアルをご説明いたします。一次撤去作業につきましては、非常に有害な廃棄物を主体に取り扱いますから、現場で作業をする作業員の方々の健康と安全の確保といふものが非常に重要になってまいります。従って、それらを適切に管理していくための作業環境測定と評価方法といふものをこのマニュアルで定めております。

まず測定ですが、測定につきましては日常監視と個人の暴露量調査という二つで考えております。日常監視につきましては、粉塵とか有害ガスについて粉塵計やガス検知機による測定を毎日行う。それ以外に、あそこの現場で検出されることが予想されるものとしてベンゼンとかジクロロメタンがございますので、それらのガスをガス検知管によって確認をする。その他に個人暴露量調査として、現場で作業をする人が1日に吸うであろう有害ガス量というものを把握するための調査ということもするということでございます。測定の流れを書いてありますが、ちょっと見にくいんですが、現場で測って、濃度によりまして第1管理レベル、第2管理レベル、第3管理レベルという3段階に分類をして、その分類によってどのように対応をすればいいのかというものを決めていくということでございます。

測定する項目ですが、日常的にはガス検知機によりまして硫化水素、酸素、一酸化炭素、メタンガス、これを1日3回測定をする。粉塵については1日に2回測定をする。ガス検知管でベンゼン、ジクロロメタンは週1回測定をする。個人の暴露量調査は夏場の非常に揮発しやすい時期に1度、バックホウのオペレーターに対して実施をすると考えております。それで測定をした結果が、後で示します基準値を下回っていれば、それは第1管理レベルとします。測定結果が、この基準値を超えて基準値の1.5倍までの範囲であれば第2管理レベルとします。1.5倍を超えてしまうと第3管理レベルとするというふうに分類をしたいと思っております。とりあえずここには第2管理レベル、1.5倍以下の場合ですが、そういう場合は防塵・防毒マスクを付けて、ヘルメット、長袖とかなるべく肌を露出しないような形の服装で、安全靴を履くというような服装で第2管理レベルの時は作業に当たっていただくということを考えております。先ほどの基準ですが、これは硫化水素から粉塵まで、この作業環境評価基準とかいろんな一般的に使われている基準を参考としてこのような基準を引用しております。これを1.5倍の近くまで行けば先ほどのレベルの服装で作業をするということでございます。

次に、それらの測定結果で、先ほどの第2管理レベルの時は先ほどの図面の保護具を付け作業を継続しますが、1.5倍を超える場合、第3管理レベルの場合は作業を中断するという事を考えております。中断をした上で何らかの対処方法を講じて、第2管理レベル相当に落ちればまたそれなりの保護具で作業を再開するという事になります。

現場を掘削している時に想定していなかったような廃棄物、ドラム缶の中に非常に高濃度の物質が入っていると、そういうものが発見された場合にはそれを撤去とか下手にいじらないで、速やかに監督員に連絡をして指示待ちをするということにしております。

安全管理としては日々のそういう測定をいたしますけれども、その他に現場の掘削作業員とか我々もしょっちゅう現場に入ります。そういう職員を対象として一般健康診断、これは必ず年に1回受けさせる。その他に有機溶剤の取り扱い作業員の健康診断、これは半年に1回必ず受けさせるということで考えております。

次、適正処理管理マニュアルでございますが、これは我々今度県が廃棄物を出す側、排出事業者になります。排出事業者となりますので、その責任を果たすためのマニュアルということになっております。マニフェストシステムを使いまして、我々県は産業廃棄物の最終処分までしっかりと確認をする義務を負いますのでこのマニュアルに基づきまして適正処理を確認していくということでございます。これは一般的なマニュアルの流れですが、このマニフェストを使って決められた流れに乗って管理をしていく。排出事業者として、伝票を切ってお願いをすればそれで終わりということではなくて、必要に応じて事業所に立ち入り調査、あるいは報告を求めるということをしながら適正に処理されていることを確認するというようにしております。

次に環境保全管理マニュアル。これは今までも環境モニタリングということでご説明をしてきた内容となっておりますが、いろんな環境負荷ということを考えますと長期間にわたって監視をしながらデータを蓄積していく必要があると。異常値が出た場合には早期に対策に結びつけていくということをしなければいけない。これまでの環境モニタリングをマニュアルの中に取り込んで位置づけをしたということでございます。

測定項目としましては、大気、水、それに最近水生生物等についても一つ加えましてモニタリングをしていくということにしております。

測定につきましては、月1回測定という項目もありますけれども、季節変化を把握するというので基本的には年4回程度の測定ということでございます。

結果の評価につきましては、環境基準による評価をしていくということでございます。その結果につきましては、当然のことですが速やかに公開をしていくと。なお、この環境モニタリングの内容につきましてはこれまで通り推進協議会の場でご検討をいただきながら見直し等をしていきたいと考えております。

最後になりますが、緊急時の対応マニュアルです。緊急時の対応は負傷者の救助、汚染拡散防止というものを念頭に置いて考えております。対応としましては、自然災害時、事故時、その他異常時というものに分類をして検討をさせていただきます。

まず自然災害時ですが、自然災害時は荒天、地震に分けて想定しているようなものを考えております。荒天時の対応は後ほどお示ししますが、マニュアルの中にもありますが対応表1によることとする。地震の場合は対応表2。連

絡体制は連絡体制表A、Bということで考えております。

事故時につきましては同様に、運搬事故の場合は対応表3、作業事故は4、施設事故は5、連絡体制はA、Bということで考えております。

その他の異常時の場合は対応表6ということで連絡体制を定めております。

想定される緊急事態の例といたしまして、まず自然災害時、これは荒天時に想定される緊急事態としましては、掘削面が崩壊した場合、あるいはキャッピングシートが大幅にめくれてしまった場合。地震によりまして施設が損壊した場合とか、火災、いろんなものが想定されます。事故につきましては運搬事故、人身事故、車両事故、廃棄物の飛散・流出。作業事故としまして車両同士の接触、重機転倒、巻き込まれ転落等。施設事故といたしまして、浸出水処理施設自体が止まってしまうような事故とか、そういうふうな事故。その他異常時としましては、現場から浸出水等が漏れたとか、そういうふうなものを考えております。それらに対応するものとして、自然災害時、荒天時については対応表1ということでマニュアルの中にも記載してございますので、こういうふうに表示でまとめている。次は地震の対応の表としてこのようにまとめている。運搬事故の対応は表3のとおり。作業事故は対応表4。施設事故の対応表は5。その他異常時につきましては対応表6ということで考えております。

それらを踏まえまして、その他に周辺住民の方々から苦情とかいろいろな問い合わせがある場合については、県境再生対策室が窓口となる。いろんな流れがあると思いますけれども、事業者を通すとか直接現地事務所に連絡をすることがあると思いますが、こういうふうな流れで連絡をしていただく。緊急時の連絡先ですが、我々平日であれば現地事務所にも職員がおりますし、現場にも今後撤去が始まると誰か必ずいると思うのですが、時間外とか休日について、例えば水が漏れだしているとか、いろんなものを発見した場合の連絡先ということで、緊急連絡先ということでこの電話番号、携帯ですけれども、ここに連絡をしていただきたいと思いますと考えております。

次に安全教育ですが、一次撤去に関わる関係者に対しましては、緊急時に適正な対応ができるように安全教育を徹底していくということで考えております。

以上、概要でございますが、1章～8章までご説明いたしました。

司 会： ありがとうございます。

それでは今の説明内容につきまして、何かご質問等ございましたらお受けしたいと思います。できればご質問をちょうだいします時に、最初にお名前を、そして何々の件と、例えば運搬ですとか掘削、全体的にというふうに見出しを付けてお話をさせていただきますと回答する側も準備が出来ますので、できればそのようにお話をいただきたいと思います。

住 民： 私が今質問をすることは全体的なこと、あるいは部分的なこと沢山ございますので、一つ一つメモを取っていただいていた的確な説明をしていただきたいと思いますと思っております。

まず第一番目に、いわゆるこの間の中間処理業者の選定について。今までの説明であれば、私これ聞き間違いだったかもしれないけれども、競争入札を持って業者を決めたいと、そういう説明をしてきたんじゃないかなと思っていたところ、もう随契で青森の業者を選定しましたと。トン、2万なんぼで決めましたと、そういう新聞の発表を見て、「あれ、本当にそうやって良かったのかな」と、そういう感じを持ちました。ですから県の説明が以前からそういう既定の路線で来たものか、そうであればそういうふうな説明をしていただければ良かったなと、そういうふうに思っております。

それで、私に沢山の町民の方がその新聞を見て言いました。「県は田子の人達を全く愚弄しているのではないかと」「始めから決まっていたのではないかと」。だから町に処理施設をお願いした経緯が皆さん分かっていると思いますが、それも一つも聞いてくれないと、そういう既定の路線があったから聞いてくれなかったんだらうと、そういう話が沢山あります。ですから今日行ってしゃべると、そういうふうに私は言われて来た経緯もあります。

そこで、本当にそういうふうなものがあったものか、あるいはまたその業者との癒着があるものか、いわゆる毒饅頭でも食ったのではないかと、そういうふうな悪口まで言っている人達が沢山います。ですから、その辺をきちっと今日は説明をしていただきたい。それが一つ。

もう一つは、いわゆるR E Rとの契約をした中で、そのR E Rという会社が中間処理業者だということで、では最終処分はどうするのかと。その最終処分の方法、またはその場所を、その辺をきちっと説明をしていただきたい。

それから、いわゆるさっきの説明の中にあつたように、運搬についてこれもお質問します。と言うのは、いわゆる田子町をずーっと通って4号線を北上するわけですが、秋田県側を通過していった場合にはどうなのか、距離的にどうなのか。あるいは高速道路を使ったらどうなのか、経費的にどうなのか。その辺の説明もきちっとしていただきたいと思っております。

それから、作業中止をするというようなことが先ほど説明がありましたが、いわゆるそれを誰が雨量を測って、あるいは風速を測って、「本日の作業を中止だ」と、それを決定するのはどなたがやるのか、その辺もお聞きしたい、そういうふうに思っております。

それから、積込をする場合に、重量は量らないで量で多分行くんだらうと、そういうふうに先ほどの説明がございしますが、本当に量だけの物か、その現場

で重量も量って搬出するのか、あるいはそれを処理業者まで持っていったからの重量検査で処理をするのか。その辺もきちっと説明をしていただきたい。

それからもう一つ。できればそのR E Rとの随契の仕様書、あるいは規約書なる物を公開できないものか。その辺も一つお願いをしたい。

それから、車両の説明がございましたが、いわゆる窓際のところにちょっぴり貼っただけでは運搬車両だか何だか分からないわけです。ですからもう少し、これは本当に廃棄物を搬出している車両だということを分かりやすく、トラックの脇にでもびっちり、これはもうゴミ運搬車だというようなことを分かるような、いわゆるステッカーなりを大きく表示していただきたい。そういうふうになっておりますので、お願いも含めて、今私が申し上げたことを一つずつご返答をしていただきたい。

以上です。

司 会： はい、7点ほどございました。中間処理業者の件。そして最終処分の方法。田子町を通って行くけれども、その他のルートの関係。作業中止を決定するのは誰か。積込をする時に重量を量るのかどうか。随契資料の公開。そして窓に貼っただけでは分からない、もうちょっと分かりやすい表示をとということでした。

それでは担当から順にご説明をいただけますか。

山田副参事： 私の方からは、R E Rとの契約の件についてまずご説明いたします。

これまで処理業者を決めるには原則として入札でやるということで説明をしてきました。それで県としても中間処理業者を複数確保したいということで、いろんな関係する業者と協議をしてきました。ここの処理をするためには特別管理産業廃棄物ですので、いわゆる特管物ですので、そういう特管物を処理できる、その特管物も汚泥とか、特管に相当する汚泥ですね、これを処理できる施設ということで、県内にできる業者は数カ所あるんですけども、いろいろなプラントとかメーカーの関係もありまして、なかなか施設面の改修とかもあるということ、それから特管の許可を持っていないということがありまして、結果的に今現在9月から本格的な撤去を始めようとする7月中旬に契約を結ばなくてはならないと、相手方を決めなくてはならないということになりまして、7月の段階で結果的にR E R 1社しか無かったということでした。そういうことで随意契約になりましたけれども、今現在も他にも八戸市内とかで可能な業者ということで協議を進めています。その中では、できれば今年度中に何とか施設の改修を終わらせて、廃棄物処理法上の特管の許可を取りたいという業者もあります。もし年度中にそういうことが出てきましたら中間処理先として検

討をしていきたいと。当然値段の問題、処理量の問題がありますけれども、そういう施設、条件を満たす施設が出てくればその段階でまた検討をしていくということで今考えています。

それからR E Rというのは中間処理ということでやっていますけれども、これは当然あそこは溶融をしますから、溶融スラグとか溶融肥培が出ます。そういうものを最終的にどうするのかと。これは最終的に処分することまでを含めて契約をしております。あその場合、実際にはスラグについてはリサイクルと言いますか、道路の路盤材とかにリサイクルをして売っているとか、それから溶融肥培については八戸市内の処理する業者に処理を委託していると。そういうものも含めてあの単価で引き受けたと。当然県としましては中間処理をした後、そういう溶融肥培なり溶融スラグをどう処理したか、これは契約上報告を求めることにしております。どこに売ったのか、どこに委託をしたのか。ということで、最後まで追跡をしていくと言いますか、そういうシステムにしております。

それからR E Rの契約書ですね。これは多分公開しても構わないはずですので。ちょっと私急に聞かれたのであれですけども、当然情報開示請求なりすれば公開せざるを得ない内容ですから。もちろん検討をしますけれども、多分これは公開できると思いますので、必要であれば皆さんの方にご提示したいと思います。R E Rの関係はそれだけです。

次に運搬ルートの関係ですか。そちらは近藤副参事の方から。

近藤副参事： 近藤でございます。運搬について秋田県側を通った場合はどうなるのかという時間、料金の話がございました。先ほど、今考えているルートですと約155キロ、3時間半とご説明いたしました。現場から道前の交差点を西側に回りまして、秋田県側に抜けて仮に高速道路を使った場合ですが、約135キロ、時間としては2時間30分。当然高速道路を使えば高速道路の料金が掛かりますので、片道2,950円というふうに考えております。国道104号線、秋田県側に向かった場合、田子の夏坂を越えてから秋田県境まで急カーブに加えてかなり急勾配が連続しております。そうした状態ではなかなか通行することが現状では難しいのかなと。特に冬期間の場合、大型車の通行というのはちょっと難しいものと考えております。

それから、車両に廃棄物の車両ということで、まず今の段階では助手席側に表示をするという、ちょっと今イメージとして小さい文字だったものですから分かりにくいというか、あまり見えにくい形でしたけれども、できるだけ運転者の視覚の邪魔にならないように、なおかつ大きい物を考えていました。今の試行で見て、ちょっとこれだと見にくいといったことになりそうですともう少し今

ご提案のありましたステッカー方式、車の脇までステッカー方式を付けるとか、そういったことも少し検討していきたいと思っています。

西谷主幹： それでは私の方から、作業中止の判断の件ですけれども、天候につきましては气象台の情報も入手いたしますけれども、現場の現場事務所に風向・風速・雨量計等を設置して、現場自体の気象も観測しながら判断をします。最終的に判断をするのは現場からの情報を得て県が判断をするということになります。量の測定方法ですけれども、これは m^3 、掘削の方は m^3 で何 m^3 掘ったかということ把握しますし、トラックでは何トン積んだかと。 m^3 とトンと、片方ではなく両方で確認していくと。計測方法は当面現場にトラックスケールを設置するスペースがございませんので、中間処理施設で積み下ろしをする際に量を確定、何トン積んだかということを確認する。ただし、目安としてトラック自体に自重計、何トン積んだかというのが大体分かるような秤が付いておりますので、概ね何トンということになりますけれども、正式な数量はちゃんと検定を受けた、検査を受けた秤である必要がございますので、現場でトラックで大体何トンというのは分かりますけれども、正確には下ろす段階で秤で測って確定をしていくと。トンでも測定をするし何 m^3 掘ったかと、両方の数値を押さえていくということでございます。

司 会： はい、よろしゅうございますでしょうか。
はい。今マイクがまいます。

住 民： 畠山と申します。大変今日はご苦労様でした。
今日、これを見ても、急に言われても分からないですが、ちょっと気が付いたところが2・3ありますのでお聞きしたいと思います。
まず第1点といたしまして、搬出の件でございますが、今のこの搬出道路そのもの、水亦から道前までに出る間、非常に急カーブが多くて事故の発生率も多いわけでございます。それに関して、この道路の改良工事の計画があるのか無いのか。無いままにしてそのまま運搬をするのか。これが第1点でございます。
それから第2点として、岩手県の方も水亦を通って搬出するという方法を取ると聞いておりますが、岩手県の方でもこれは当然青森県、また田子町に対してそのルートとか方法をきちっと説明をするのが当たり前だと思っておりますが、これに関して青森県の方にも連絡をしているのか。また現場から県道まで出る間は、同じ道路を通れば同じ時間帯に搬出をすればかち合うような状態が起きるのではないかなと、そういうふうにも考えていますので、そ

の辺は岩手県との調整はどういうふうになっているのか、これが第2点でございます。

それから全体の問題ですが、事故発生時は速やかに連絡をするとか何とかと
言っておりますが、現場内では電話とか通じますが、県道に出れば水亦か
ら国道までの間は携帯電話等は通じないわけですので、まず事故が起きた時は
走って行って電話をするのか、どういうふうな方法を考えているのか、速やか
に連絡をするという方法、まずそれをお聞きしたいと思います。

それから今すごく仕事をやっておりますが、業者の看板を見てもほとんど
が大手業者、又は八戸の業者で、田子町の業者が非常に少ないように見受
けられます。まず元請けで出来なくても下請け、孫請け、人夫とか何か必要な
場合においては田子町の業者を優先して雇用していただきたいと、こういうふ
うに私は、この前も言いましたがそういうふうを考えていますので、その点よ
ろしくお願いします。

司 会： 水亦から急カーブで、道路の改良工事の予定があるかどうか。それから岩手
との調整の問題。事故発生時の連絡。そして最後は、田子町の業者が少ないの
ではないか。

これを順にお願いいたします。

近藤副参事： まず一つ目は、搬出の、水亦というふうに今おっしゃったんですが、青森
県側は現場から、町道から道前浄法寺線に出た場合、道前の方に、国道104
の方に下がってまいります。今、畠山さんからお話のありました道前浄法寺の
道路、確かに昨年も交通事故がありまして、ちょうど住民説明会の日だったと
思いますけれども、交通事故で、路外逸脱で死亡事故がありました。そういう
こともありまして、今年から凍結剤の防止散布機設置の事業、それからカーブ
の所のガードレール、それからカーブミラー、それから視線誘導、そういった
ものを年次的に計画をして設置をしていくということで計画を進めております。
一番最初にまず一番危険な所にそういう凍結剤の自動散布機、スリップ事故防
止のための物をしていかなければならないというふうに考えております。

それから、現場から搬出する両県の車が錯綜するのではないかというお話だ
ったと思いますが、基本的に青森県側については当面一次撤去の場合は、先ほ
どお話をしました現場から、町道から出た場合に道前浄法寺線を上郷の方に下
りてくると。岩手県は、正式にはまだ県としては説明を受けていないと私は認
識をしているんですが、推測するに、あるいは岩手県側が説明会を開催した時
の資料などを入手してみるに、現場から道前浄法寺線を南下すると考えられま
すので、その部分では青森県の車とバッティングすると言いますか、同じ道路

を行き来するとは今のところならないのではないかなと考えております。

それから、事故発生時の連絡方法。今、現場には8月以降有線電話を使えるように今NTTの方に工事をしていただいているところでございます。あと、先ほど説明にありましたが、車両の無線を使うといった方法で何とか事故発生時に速やかに連絡を取る体制を採っていきたいと考えています。

司 会： 大日向の方から。

大日向副参事： あと、先ほどの搬出の調整の件でございますけれども、現在まで岩手と青森、各4月末、7月に工程会議を開いております。先ほど言いました、近藤の方から言ったのは出てからの問題ですが、和平高原の部分の町道の件だと思うんですけれども、その混雑の話でございますけれども、場外につきましては時間帯をお互いに決めて搬出しようと、そういうことでサイクルを組みまして、何時から何時までが青森、何時から岩手と、そういう形で今検討をしております。それで8月から一応試行してみようと、そういうことで考えております。

それとあと、田子の業者の優先ということでございます。いろいろ入札の問題もでございます。極力三戸郡内の業者ができる部分については郡内の業者を使いましょうと、そういうことでやってきているはずでございます。下請けでも何でもいいんじゃないかと言いますが、それらにつきましてもちゃんとした下請けを使うための許可とか、そういうものもでございます。現場内では一応地元の方々も結構下請けとして入っている文書が上がってきていますので、それらで確認しておりますけれども、田子の業者さんも入ってきております。

以上でございます。

司 会： 次の方。

住 民： さっきの質問の中で、一番、改良工事の計画があるのかないかと聞いているわけです。融雪剤をまくとか、カーブミラーを付けるのではなくて、工事をする計画があるのかないかと聞いていること。

それからもう一つ、有線電話というのは普通の携帯電話から使えるものですか、通じるようにできるものですか。現場内だけで使えるのか。

私が言っているのは、県道から道前への間の携帯電話は使えないから、その間の時の事故発生した時はどういうふうな連絡方法を考えているのですかということですので、その2点もう一度お願いします。

大日向副参事： 道路の改良計画でございますけれども、現在県土整備部の方と相談をしながらやっております、現在のところ道路改良計画はありません。いわゆる、カーブに対して安全に走行できるようにということで、交通安全施設等を付けて通るという考え方でございます。

それから、山岳道路の連絡体制の話でございますけれども、先ほど西谷の方が説明をしておりますとおり、1台1台トラックを通すということではございません。ある程度ブロック分けと言いますか、チームを組んで出て行きます。そういった関係から、近藤の方が無線機も使えるであろうと、そういう説明をしたと思っています。ですから、1台で単独で出て行くのではなく、そういうチームを組んで出て行きますよということでございます。

以上です。

司 会： よろしゅうございますか。

住 民： それは分かりますけれども、私がお願いしたいことは、計画が無くても今後あるようにしていただきたいと。カーブの改良、また道路の拡幅と。それについて、今現在無くても今後それを計画の中に組み入れてもらえないかなと。事故が発生してから手段を講じるのではなくて、発生する前に、危険を予知できる箇所が沢山あります。そういう所に手を加えないでもって搬出をして、事故があった時はやりましょうではなくて、計画というのはもっと前から立ててやった方が地元の人々の理解も得られるのではないかなと思っておりますので、何もしないで走らせるということはちょっと私は同意できません。そういう点、今後よろしく願います。

司 会： はい、ありがとうございます。

マイクをお返し下さい。

さっきお手を上げられました方。

住 民： 宇藤です。今日はどうも、わざわざお越しいただいてありがとうございます。

私はマニュアル遵守のための措置というところで、私の質問はいつも同じような質問なんです、県の現場監督員が是非のために必要な指示と記録を行うとございますが、ここに地元町民の方も入れていただけないものかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、運搬の方なんです、私も先ほど畠山さんがおっしゃったように、地元の人達が潤うようなやり方を是非と考えております。それで、この間現場を見せていただいたんですが、その時説明して下さった方が、登録制でトラッ

クを決めるとおっしゃっていましたが、そのトラックそのものがすごく高価な物だという話を伺いました。そのことについて、地元の業者さんを入れていただくために、県の方として何か方策していることがありましたら教えていただきたいと思います。

あと、トラックにガソリンが使われると思うのですが、そういうガソリンは是非地元で入れるとか、そういうことも検討していただけるのかどうかお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

司 会： マニュアルの遵守に地元町民もということ。それから地元の人達が潤うような形は考えられないか。あるいはトラックのガソリン等を地元調達できないかというお話でした。

山田副参事： マニュアルの遵守の関係ですね。これは非常に重要な問題です。今、宇藤さんからお話があったとおり、地元の方も入れてもらえないかと、工程会議とか、これはちょっと中で検討をしてみたいと思います。やはりそういう形で、普段よく見ている住民の方、代表の方に入ってもらうのも、私個人的と言えはおかしいですけれども、そういうのもいいのかなとちょっと今思っておりますから、これは持ち帰ってまた皆で相談をしてみます。

それからトラックの話ですけれども、高価な物、やはり県としては廃棄物が飛散したり漏れるということだけは避けたいと。ですから、よく業者の方で県の方に話があったのは、平積みで、普通のトラックに平積みでシートで覆うだけで、そういう形で運搬させてくれないかと、運搬業務に入れてくれないかという話は多々ありました。ですけれども、やはり県としては途中沿道でゴミが飛散するとか漏れると、これは絶対に避けなくてはいけないということで、先ほどお示したタンクローリーなり天蓋車、パッキンの付いた、そういうもので運びたいということで、確かに高価な物になりますけれども、今いろんな業界の中ではそういうものを準備し始めていますので、やはり安全性と言いますか、それを担保するためにはそういう形で運んでもらいます。

それからガソリンの問題ですけれども、これは気持ちは分かるんですけれども、やはり収集運搬業者さんは収集運搬業者さんでいろいろと取引もありますし、いくらかでも経費を下げるためにいろんな企業努力をしていますので、県の方から収集運搬業者さんに地元のガソリンを使えと、ちょっとこれは言うことは逆にルール違反することになるものですから、そこはちょっと。気持ちは分かりますけれども、そういうことでご理解願いたいと思います。

司 会： 前の方、お願いいたします。

住 民： 私も畠山ですけれども、先ほどの畠山さんと同じようなものをお聞きになると思います。運搬マニュアルの管理体制の中で、先ほどの携帯電話の件でございますけれども、私も話をするために携帯電話はいつも話をしておりますけれども、有線電話とか衛星電話とかというふうなことではなく、私達の要望している物はいつでも今現場から石上地区までの間は一番危険な状態の所だと思います。その間で携帯電話が効かないと。だったら衛星電話か有線電話というふうなことではなく、鉄塔を立てて、一般的な、一般の携帯電話が効くようにしていただきたいという、まず一つの要望です。あの電話は効く、この電話は効く、でも私ども田子町民の一般町民は携帯電話は効かないんだというふうなことではなく、鉄塔なり、それなりの物を準備をして設備をして、一般的な我々の携帯電話も可能になるようにやっていただきたいというふうなことでございます。

それから、町内でもし事故が発生した場合において、我々住民、また役場の担当者ですか、そういうふうな方々にどれくらいの時間を、即というふうなことになると思いますけれども、県の方々が時間を見ているのか、そういうふうな点と、また優先車両でございますけれども、37ページには大変田子町内では農繁期ということで、特に農耕用のトラクター等が走行するため注意をして走行をすると。注意をして走行するというふうなものに私はちょっと疑問を抱いている人であります。やはりそういう、一番危険な、我々農家がトラクターなり、そういう車両につきましては走行するのではなく、一時停止をしてしっかり確認をしてやって下さるようにまずお願いをしたいと。ただ走行するでは、まあどういうふうな形でどうだか分かりませんが。

そしてまだ沢山の方々が申し上げますけれども、今日、急にこのような一次撤去マニュアルの案ということで、分厚く、説明もいただきましたけれども、我々は直接すぐ頭に乗りませんので、これはマニュアル案につきましても後日文書で質問とか意見とか出してもいいでしょうか。その辺も重ねてお聞きしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

山田副参事： 順番が逆になりますけれども、畠山さんの一番最後の、当然今日渡してすぐに分かるわけありませんから、これから、今日皆さんからいただいた意見、これに対してどう対応するのかまた検討をしますし、それから8月中に試行という形で、台数は少ないのですけれども試行という形で動かしながら、その状況を見ながらまたこのマニュアルを変えていくと。実際また9月に入ってから

修正をしたマニュアルで動きますけれども、9月に入ったらまた9月に入ったなりに本格的にやってみて、やっぱりおかしければ随時直していきます。そういう意味で、いつでも皆さんからご意見をいただきたいと思っています。8月の試行の際も、日にちとかをご連絡いたしますので一緒に立ち会っていただいて、マニュアルと比べてみて、やっぱりおかしいよということがあればその時また文書でも口頭でもお話をさせていただければと。また9月に本格的に入っても、随時見に来てもらって、やっぱり5台・6台走ってみればおかしいのではないかとということがあればその都度その都度、いつでもご意見をいただければ、私達はマニュアルを9月で固定するとかということを考えていません。これから一次撤去ですから、16・17・18年間、3年間ありますけれども、その3年間の中でも随時必要があれば直していきます。今度19年度から本格撤去に入りますけれども、本格撤去に入ればまた入ったでこの一次撤去のマニュアルを参考にして何が悪かったのか、それをまた総ざらいして本格撤去に向けたマニュアルを作っていきますので、このマニュアルはいつでも直していく、進化していくということを考えていますので、皆さん気が付いた時はいつでも意見をいただいて、それに対して県としても検討をしていくということですから、いつでも文書でも口頭でもご意見をいただければと思っています。

近藤副参事： 続いて、携帯電話の件でいただきました。前回の協議会の場でも携帯電話の件についてはご要望をいただいております。前回の説明会ででしょうか、その後の町からいただいた要望書の中にも携帯電話の通じるエリアを拡げるようにというお話をいただいております。

私どもも、今はちょっと現場の方、例えば現場にある事務所の前とか携帯電話が通じるんですけれども、NTTに調査していただいて通話エリアを拡大するにはどうすればいいのかといったあたりを調べていただいたんですが、やはりNTTドコモの方も民間企業でございまして、これからあそこの現場、工事、それから撤去作業で人が増えるといったこともありますけれども、なかなか採算を取るのが難しいということで、NTTドコモ単独としては鉄塔を立てて整備をするというのはなかなか難しいという話をいただいております。そういうこともあって連絡体制、通信連絡体制を整備するという観点からまずは衛星携帯を準備し、それからこれから8月以降有線電話が使えるようにということで順次やってきておりました。

じゃあ、県でというお話になりますと、鉄塔一つ立てるのに大体億単位の経費がかかるわけでございまして、県でもし立てるということになりますと、全く補助金とか制度もなく全部県単独費になります。国でもかなり携帯電話の普及が進んできておりますので、これまで採算性がなくて民間企業が通話エリ

アの拡大が出来なかったところ、そういった所について市町村の側で鉄塔整備をする場合に国で半分補助をするという制度がございます。これについては県も残りの分について、国が半分を出して残り10分の2、5分の1を県が出すといった制度は実は既にございまして、例えば東通村でありますとか、そういったところで順次鉄塔整備をしている事業もございます。そういった事業もありますので、国の補助、それから県の補助、そういった形で鉄塔整備をする方法もあるということで、その辺も含めて一つ今後の対策についてちょっと町の方とも検討をいただきたいなということで、実はこの間要望をいただいた際にそういう趣旨で、お尋ねしていただいた後にこちらの方からそういう答えをさせていただいております。

それから二つ目の、事故が発生した時にどれぐらいのという話でございますが、これはどういう事故なのか、それから発見者、第一通報者がどこに連絡をするのか、そういったことで様々どのぐらいの時間がかかるかというのがあると思いますが、これは人命に関わること、あるいは汚染拡散防止ということからすればできるだけ速やかに町、それから住民の方々に連絡されるべきものだと考えております。

それから農耕車も含めて一般車両優先ということで書いておりました。特に、農耕車の場合は、ご指摘の通り最高速度15キロ未満だというふうに思っていました。それから普通の自動車に比べても、例えばリフレクターの反射材が小さいとか見にくいといったこともあって、確かに、尚かつ仮にもし万が一事故があった時に車体が弱いわけですので、そういうことでは農耕車というのが一番危ないということは私どもも認識しております。そこはもし農耕車を見かけましたら、それは普通の乗用車よりもまさにおっしゃられるようにさらに一層注意をするようにということは徹底していきたいと思っております。

司 会： はい。

住 民： 確認とお願い、あるいはまた聞きたいことが2・3ございますので。

その一つが、いわゆる運搬車両が隊列を組んで走ると、運行をすると。そうすると4・5台の大きな車が走ってくるわけですが、その時、いわゆる1台でもかなりの振動を与えるものが、4・5台並んで振動を与えるものですから、その時の苦情が出たらどういう対応をするのか。その辺を一つお聞きしたいと。

それから運搬業者について、これもRERに随契でやるのか、今日のはっきり明言をしていただきたい。競争入札でやりますと言うのか、その辺をはっきりしていただきたい。

その2点と、もう一つはどうしても詰め込んだりやる時に、さっきも説明が

ございましたが、車両を洗浄すると。その洗浄する水を本当に随時、1カ月サイクルでやる方法も一つあって、新しいのも毎日使うと言っておりますが、その辺のきちとした洗浄をして道路に出ていただきたいと。その辺はお願いをしておきたいと、そう思っております。水を取り替えるのを怠って同じ水を使っていたとか、そういうことのないように一つ現場の方によろしくお願いをしたいと思っております。

以上、聞きたいものとお願いを含めてご返答をしていただきたいと思います。

司 会： 運搬車両の振動の件、それから運搬業者の入札の件、それから車両の洗浄について。どなたからか。

近藤副参事： すいません。お名前を伺っていませんでしたので。柳田さん。柳田さんから運搬車両が隊列を組むことについて振動というお話をいただきました。私も今回洗車の都度ごとに車が出て行くのと、それから今考えているグループ化ということと比較した場合に、まさにご指摘のあった通り、今は2台もしくは3台繋がっていくというふうに想定していますが、失礼しました3台ないし4台でした、3台ないし4台で1グループというふうに想定していますので、1台が通るのに比べれば振動という面ではどうなのかというのは、確かに私もその点がデメリットと認識しています。モニタリング調査等で騒音・振動についても調査しておりますし、試行の段階で連なってきた場合にどうなのかといったことも、その辺もチェックしていきたいと考えています。

山田副参事： 収集運搬業者の決定の話ですね。これについて現在、県が示した車両、バキュームカーなり天蓋車、こういうものを業界の方で、いろいろな業者の方で準備にかかっています。それから収集運搬業の許可、特管物の許可、この許可についても今3社取っています。それからもう一つは青ナンバーですね、営業用ナンバー、これも取ってもらおうということで、そっちの方の許可も取るということで申請をして、多分8月の始めあたりには青ナンバーの許可も取れるという状況に来ています。3社ですね。そういう意味で、県としてはとにかく入札でやるのが一番公正ですから、入札が出来るような状態を作ろうということで今一生懸命努力しています。何とか。今、一番問題になっているのは車の確保なんですよ。今、今年度最大で天蓋車が21台。これは1月～3月ですけれども21台必要になってきます。そうしますと、県内の業者、1社で21台無理だと、それは確かにそうなんですよ。そういうことで、1社では21台無理だと。それでは共同企業体、数社で共同企業体を組んで、3社でも、それで確保してもらいたいということも今ちょっと考えています。それから共同企

業体で組んでも、例えば3社としても21台というと1社7台、大体車を整備するのに2千万ぐらいかかるんだそうですよ。それでも難しいという話もありまして、そのところどうすればいいのか今検討をしています。最終的に9月からは、9月には撤去を始めたいと思っていますので、入札とすれば9月の始めか8月の下旬には入札をしたいんですけれども、そういう形でいけば出来るだけ県内の多くの収集運搬業者が入札に参加できるような条件、これを検討していますので、出来る限り入札でしたいということで進めているということでご理解願いたいと思います。

それから洗浄の話ですね。これはもちろん、水の交換を忘れたなんてそんな基本的なことないように、ちゃんと車をきれいにして外に出してやるということで、それは絶対守れますので。

住 民： 山本です。今日はわざわざありがとうございます。

質問いたしますけれども、21台の車両で受け入れが210トンということでここには書いてありますけれども、1台あたり10トンとなっております。10トン車に10トンということはギリギリなわけです。そして受け入れ先でしかチェックできないということ、受け入れ先でしかチェックできないというお話でした。10トンというものを考えて210トン計画でやりますと、過積載ということがまず心配されるのではないのか。あるいはその8割しか入らなかった場合は計画そのものが2割遅れてしまうということになります。そういうことが全く、遊び、余裕というものが全く無いような計算というのは、これは業者に相当な負担を掛けるのではないのかな。そのところは経費的な面も含めて厳しい計画なのではないのかなというところがちょっと懸念されるなと思いましたので質問します。

それから、先ほど天蓋車が1社で21台確保するのは難しいんだというお話がありました。契約期間は、運搬車両としての契約期間をどれぐらいで設定しているのか。例えば、これは答えは後からいただくと思いますが、1年間という契約をしてしまいますと、これは設備投資をしようという意欲がどこにも出てこない話です。これは金を持ったところしかやれないということになります。こういうふうなやり方では地元が、例えば1台何とか都合をしてこの業務に携わりたいんだと言った場合は、最低でもやはり5年とか10年とか、そういう長い期間でなければ設備投資ということが生まれません。1年間契約ということは持っているところ、大きいところ、そういうところにしかやらせない、やらせないというふうな意思表示としか受け取れない形になるのではないのかなと。これはやはり地元、あるいはこの地域内でそのような意欲というものを持たせようと思う場合には、長期間でもってそれらを誘導しなければ

こういうものは買えないと、2千万円も掛かるのでは買えませんということになりますので、そのところはどのようにお考えなのかということをお伺いいたします。

司 会： よろしゅうございますか。

山田副参事： 1台あたり10トンの計算と。私はさっき21台と言ったのは、10トン運べる車だとすれば21台ということ、ちょっと説明が不足だったんですけども。いろんな業者から聞きますと、12トン運べる物もあるし、普通10トン車というのは大体8トンから9トンだという話を聞いています。そういう意味では21台というのは1割か2割増しになるかもしれません。また12トン車を持っているところもありますから、逆に減る可能性もあります。そういう意味で、まあ平均的には大体9トン～12トン車の間になれば大体平均というのは21台だろうということで、ちょっと説明が不足していました。

それから契約期間の話ですけれども、これはやはり地方自治法の問題がありますので、県の公共団体という単年度契約、単年度会計原則というのがありませんので、これはどうにもならない話なんですけれども、確かに金額的に非常に高いもので投資意欲が湧かない、とても1社でもう21台というのはほとんど無理だと思います。そういう意味で共同企業体を組んでいただく。それも今考えているのは、やはり共同企業体数もある程度多いもので考えなくてはダメなのか。例えば2台くらい持っているところも共同企業体として入れるような形ができないのかなということは今考えております。そういうことで、できるだけ小さい業者でも共同企業体という形で、1台持っていて2台持っていて何とか入れるような形。それから1企業体で1社または1企業体で21台というのはかなり厳しいのかなという感じが、いろいろな業界・業者の方の意見がありましたので、ちょっとそこは検討をしているということで、その辺は何とかしたいなと思っていますので、ご理解していただけないでしょうか。

住 民： 事あるごとに県の方で豊島を比較してお話になりますけれども、豊島では、あれは大きいところにそのまま任せてしまいましたけれども、その期間の間の契約というふうなことで契約をしているというお話でした。従いまして、処理する期間をそのまま契約期間としているものですから、自前でもっているんな物を揃えることができる。それからイメージというふうな作りだし方も、車にあるいは船にイメージを改善するような工夫もできるということでもあります。こちらの青森県では単年度しかできないということですが、それでは結局やる側も実は不安、我々も不安。不安の中で全てが行われるのですかという

ことをちょっと気になりましたので、そのところを付け加えさせてもらいます。

それから、別のことを質問させてもらいますけれども、R E Rさん、溶融ということの処理方法でありますけれども、水分が高いまま持っていかなるを得ないような計画になっていると思います。水分は若干の仮置きはするというふうなことですけれども高いままだと。最近、あちこちで言いますけれども、溶融炉の炉の爆発事故というのが非常に多い。これは水分というのも決して無関係ではないはずなんです。従いまして、その水分というものに対してどのような形でそれを処理するまでお考えなのか、そこまでやはり業者に持って行かせればおしまい、業者にやらせれば向こうが考えるんだではなくて、含水比というのをどういうふうに考えていらっしゃるのか。以前も質問をした時には前処理は行わない、水分調整はここではしないということであります。従いまして、運んでいる水分というものは、実はいらぬものでありながらそれにも運賃がかかる、そういう計画になっているわけで、そうしますといらぬ物にお金を掛けて向こうに行って脱水にまでお金をかけるというのは、本当に正しい使い方なんですかというところが心配でしたので、処理方法としてこの水分というのをどういうふうに扱っていくつもりでいらっしゃるのかお聞きします。

山田副参事： 2点ですね。単年度契約の話で、豊島の場合は大きい業者に、日通さんですか一括で出していると。あそこの場合は船ですね、船の準備ということもあって多分あったと思うんですけれども、そのところの理由は私は詳しく聞いてないんですけれども、多分船の準備という莫大な費用ですね、その辺のところ随分にしたのかなと。私も見ましたけれども、あの船なり車ですね、非常にデザインのきれいなものを使っていますけれども、青森県もそういう形でできればいいんですけれども、またそこを業者さんにそういうきれいな模様を付けた、デザインを付けた車にしてくれというのもまたなかなか頼みづらいというのがありますので、ちょっとそこは豊島とちょっと違うということでご理解願いたいと思います。

それから水分の話ですね。汚泥、泥水になりますけれども、この問題は、R E Rさんの場合はシュレッターダストを主に燃しています。あそこはほとんど重油は使ってないという話なんです、シュレッターダスト、ゴミ自体が燃料になっています。シュレッターダストというのは非常にカロリーが高いということで、逆にカロリーを押しさえなくてはいけない、その為にはそういう泥水、汚泥みたいなものを混ぜる方がいいんだという話です。そういうことで、ある意味ではシュレッターダストのカロリーの高い物を押しさえるために汚泥というのを一緒に混ぜて使うんだと、一緒に溶融してしまうんだということです。

司 会： はい、こちらの方。

住 民： 今日はどうもありがとうございます。沢口です。

現在、ダンプカーが結構走っていますけれども、テレビの電波のことなんですけれども、結構今電波が乱れるんですよね。だから各運送会社によって大きいを使っている人もいるらしいので、それをきちんと調べて、電波障害のないようにお願いをしたいと思います。

司 会： ご要望ということでよろしいですか。

住 民： 要望ですね。

それからもう一つ、畠山さんも言っていますけれども、県道のカーブの問題ですけれども、私どもは全国結構走っていますけれども、青森県の道路というの一番悪いんですよね。今の話題の県道の場合は、皆さん運転をしている方お気づきかと思えますけれども、カーブの外回りの方が低いんですよ。だから事故が起きた所もあそこの第一カーブなんですけれども、カーブが車で走ると外回りがぐーっと下がっているんですよ。だからブレーキを軽く踏んでもけつを振る。私も何回もあそこでスピンしていますけれど。だからあそこは絶対直してもらわなくては危険だと思います。青森県の道路、全部そうですよね。カーブの外回りが低いんですよ。田子町のあたりも、弥太郎の坂のあたりも皆そうなんだけれど。外回りが、カーブのアールによって勾配を付けて高くしなくてはいけないんでしょう。それが逆に低いんですよ。だからああいう所でスピンをして、この前の事故もそうなんですけど、けつの方からトラックが落ちていった。だからあそこは即直していかないと危険だと思います。

それからもう一つ。19日に現場を見せてもらいましたけれど、18日の夜に結構強い雨が降りましたよね。それで19日に行きましたら、雨水が前の仮設浄化プラントの所に流れている雨水をプラントに入れずに流していますけれど、臭いと濁りと土管から落ちているところに泡が結構吹いていました。だからもう5年ぐらい前の状態のような感じだったんだけれど。それから遮水シートを一部しかやっていませんけれどね、全部やらないうちはやっぱり、雨水の方も全部仮設プラントの方に入れないと、やっぱりこれからも汚れた水が出ると思いますので、これも改良していただきたいと思います。

よろしくお願いします。

司 会： ではご要望ということでよろしゅうございますか。

大日向副参事： カーブの外側が下がっている、直すべきだということでございます。ちょっと調べさせていただきます。それを見てどういう状態なのか、後でご報告をいたします。

住 民： カーブによっては、Rの大きさによって

大日向副参事： それを調べさせていただきたいと思います。

あと、19日に現場を見たということですが、おっしゃるとおりでございます。いわゆる、浸出水と雨水は分離して流します。雨水については、今、雨水の貯留池を作っておりますし、そういった意味で雨水はそのまま流そうとしております。雨水の他に、見た段階で泡が出ている、そういう話でございますが、これにつきましては、今、仮設浄化プラントの業者とも話はしているのですけれども、基本的にパックとか高分子の薬剤を入れています。そういった関係で泡が出ているという状態でございます。それらについても、泡の分析、どういう物質なのか、その辺は後で調査をして沢口さんの方にお知らせしたいと考えています。
以上でございます。

住 民： テレビの電波の方も。画面の乱れ、要するにダンプカーの無線の。

大日向副参事： 無線につきましては、十分注意をさせますけれども、青ナンバーでとって、業者でやっているものというのは電波の許可をもらっているわけですので、その辺の周波数を調べまして、法律通りの電波を使っているかどうかというのはチェックさせていただきます。
以上です。

住 民： お願いいたします。

住民： 久慈と申します。よろしく申し上げます。

この頃の新聞紙上で報道されたことで3点、ちょっと分かりにくいことがありますので、詳しくお話をお伺いしたいと思います。

一つは、現場で捉えられたネズミの染色体異常があったと、そういうことですが、そのことについてちょっと詳しいコメントをいただきたいと思います。

それからもう一つは、2点目ですが、現場の浸出検査ですか、掘削した井戸の水質だと思いますが、大多数は基準までは達していないと。ただ1点、基準

の10倍ぐらいの物質があると。ちょっと名前を忘れましたが、そのことについて県の方でどういうふうなお考えをしておられるのか。これからもまた対策と言うんですか、そういうようなことも踏まえてお願いしたいと思います。

それから3点目は、前にもこの会合で話が出たと思いますが、住民との話し合いというのはこの現場だけではなくて、受け入れ側の方にも必要なんじゃないかという話は確か出たことがあったと思います。それについて、青森の方で中間処理業者の工場がある近辺の方々がこの問題を出してきたと、そういうふうに報道をされておりますが、これがちょっとややこしくなると作業の開始が遅れていくということの心配があると思う。その辺、どういうふうな取り組みをなさるのか。作業開始には絶対間に合うようなことになるのか。その辺をお聞きしたいです。

それから最後ですが、水処理施設の運営について一つお願いなんですけれども、現場にあるゴミというのは撤去されることによって無くなりますが、水処理については、これは10年や15年で終わるものとは考えられないと思うのです。そして来年度にはもう本格的な水処理施設ができるわけですが、この運営が、技術的なこともあって多分専門の業者の方に任せられるのかなと思うのですが、その中に地元の若い人達を何名か、将来の水処理が町の中でできるというようなことを考えて、何とか採用と言うんですか、技師を育てると言えばちょっとおかしいかもしれませんが、水処理施設そのものも町でやるというようなことも考えられるのではないかなと思いますので、若い人達の就職ということを加味しながら、それを一つ考慮に入れていただければなと、そういうことです。

よろしくをお願いします。

山田副参事： ネズミの染色体異変の話ですね。この話、弘大の4年生、学部生の卒論として出た話なんですけれども。今ここで、私も間違いなく的確にちょっと今話が出来ないものですから、後で、私も資料も無いものですから、変に間違ってお伝えしてもあれですので、後で学生の論文そのものを差し上げて、もし必要であれば説明をその時一緒にするという事で。ちょっと資料も無しでしゃべってもまた変にしても困りますので。それは日にち、論文を持ってきて説明の機会を設けたいと思いますので。

それから、モニタリングで10倍くらい基準をオーバーしているところが。今ちょっと私もモニタリングの結果、ちょっと慌てて見たんですけれども、10倍というのはどこのことなのか、ちょっと分からないんですが。基準が10のところは12か14、亜硝酸窒素ですね、窒素のやつはあるんですが、それとは違います？

多分一番汚れているのは、いわゆるヒューム管のところですけども、あそこでも10倍というのは今ちょっと記憶にないんですけども。これも後で私どももう一度確認しますので。

新聞記事にあったんですか？

住 民： ちょっと見つからなくて。

山田副参事： では私ども新聞記事を確認して、またお答えします。すみません。

青森側の住民説明会の話ですね。これは中間処理施設のある町会、それからその周辺の町会のまず三役の方に、町会の三役の方に説明をすることになっています。それからあの周辺の、いわゆる青森市で言えば西部地区と言っているんですけども、新城とか、あの辺の方にも説明をしてくれという要望がつい2・3日前ありまして、それについても説明をしたいなということで今考えています。そういう意味で、やはりこっちの持っていく先ですね、そっちの方の住民の理解も得たいということで考えています。

水処理施設の話は要望ということで。

住 民： 重ねてよろしいですか。

住民説明会の方なんですが、絶対工事の開始には間に合わせるというおつもりですか。

山田副参事： 具体的には地元町会の三役に対する説明は25日、日曜日にやることにしています。それから新城地区の住民の方に対する説明会、これも今月中にやるということで、今場所の確保をしているところです。

司 会： そろそろよろしいでしょうか。お約束の時間を超過しておりますので、じゃああと一名の方にご意見を頂戴いたします。

住 民： 先ほどの久慈さんとの関連ですけども、ネズミの異常につきましては、これは久慈さんだけでなく皆心配していることなんですね。従いまして、久慈さんだけに渡せばいいということではありません。

それから、この問題については実際にその水を飲んでいる八戸の方々、それからそれを受け入れようと思っている青森の方々も心配になっている。これは質問で出てくると思います。一番心配なのはやっぱりそれが何の、何に由来するものかということが我々も心配なところで、それによっていろんな、田子町こんな染色体の異常が出るようなものがあるんだと、これがどんどんどんどん

広まることの方が実は恐ろしいことなんですね。実はあの新聞記事は非常にショックを受けたような記事でした。従いまして、それをちゃんと違うなら違うと、これはそれに由来するものではないということをきちっと言っていただきたい。これは同時に八戸にも伝えていただきたいし、青森の住民の方にも説明をしていただきたい。何よりも我々にそれをきちっと説明していただきたいと思います。

山田副参事： ネズミの話ですね。私はその詳しい内容を説明できないと説明したんですけども、あの時のコメントとして教授、指導した教授のコメントとしてまだその原因は分からないと、何に由来するかはそれままだ特定できないと。それからそれによって周辺環境への影響は考えられないだろうというようなコメントは出していました。その結論だけは言えますけれども、詳しい中身はちょっと私らもなかなか説明がうまくできないということで。私が卒論を持ってきてもおそらく皆さんに的確に説明できるかどうかは全く自信がないところで、ただ結果としてはまだ原因は分からないということと、周辺環境への影響は無いだろうということは指導教官がコメントをしていましたので。

住 民： 畠山ですけど。マニュアルの中で緊急時、例えば台風とか集中豪雨、そういう時についての件ですが、このマニュアルを見れば県政対策室より指示をされた対応策を実施するとなっておりますが、これは平日月曜日から金曜日だと思いますが、対策室が休みの時、例えば土曜日とか日曜日、そういう時そういう事態が発生した時の対応はどうしているのか。まず地元には山田さんがおりますが、山田さんもお家に帰りたい時もあると思いますので、土曜日・日曜日、そういう時に発生した時はどういうふうな体制をとるようにしているのか。またこれは県の問題ですが、せっかく県の方で地元で現地事務所を設けて下さいましたが、この地元の権限と申しますか、そういうのはどの程度まであるのか。いちいち山田さんが三浦室長に連絡を取って判断を仰ぐのか、全てですよ、この緊急時の対応だけではなくて、それだけの権限と申しますか、そういうのはこれから頻繁に出てくると思います。いちいち県にお伺いを立てて、三日後に判断をもらうのではなくて、ある程度は現地事務所のスタッフに判断を任せようような対策をとっているのか。その辺も合わせてお聞きしたいと思います。これで私の質問は最後にしたいと思いますので。

近藤副参事： 緊急時の件、ありがとうございました。例えば、台風、大雨の件ですけども、台風・地震、土日に限らず起きます。県の方では既に、例えば台風が接近する場合の事前の警戒の基準があります。ですので、例え土日であっても警

戒態勢に入ればもう既に土日であっても県庁にいます。それから地震の場合でも、確か今震度4になればもう被害があるが無かろうが緊急に登庁をして警戒員は体制につくというふうになっていますので、そういう意味では土日だから動かないというわけではございませんので、そこはよろしくお願いいたします。

三浦室長： 現地の駐在の所長がおりますが、報告、どんなことでも報告をするものは私の方に必ず来るわけですけれども、ケースバイケースで、現地の判断なり、あるいは現場にいる管理する者の、県の職員もまた現地におるわけですけれども、そういったものの判断で出来るものは判断をして、ただ後で報告はしてもらうということに原則なるわけですから、何でもかんでもまず室長に報告をしてからどうしようというようなことにはならないと思います。やはり、迅速にやるということが一番の目的であると思いますので、その辺はそれぞれ職員が常時判断をしながら対応していただくと。ただ、住民の皆さんにも何か気が付かれたことがあれば、それは山田でも結構ですし、この66ページに書いておりますけれども、休日の時の県境再生対策室の携帯電話が書いておりますので、これは今考えているのは私以下、土日、あるいは夜間交替である一つの番号を持って当番制にして対応をしていくと考えておりますので、その辺の対応も今の時点では抜かりなくやっていきたいと考えております。

以上です。

司 会： そろそろお時間もまいりましたので、皆さんからのご質問もこの辺で閉じさせていただきます。

先ほどご意見の中にもございましたように、今日もらってすぐは意見が出ない、文書で出してもいいかというお話がございました。一次撤去マニュアルをできるだけ現実に則したものにするために、勿論試行もいたしますし、町の方の意見が反映されなければいけないと考えております。是非皆さんからご意見を頂戴していきたいと思っております。また、先ほどいただきました意見の中で、まだ回答のできてないもの等もございます。宿題としてまたこれは次回に、あるいはまた機会を捉えてお返しをしていきたいと思っております。

以上をもちまして本日の説明会を終了したいと思います。

終わりにあたりまして、もう一度三浦室長から今日の総括をお話ししたいと思います。

三浦室長： 高いところから失礼いたします。

今日、皆様からいろいろなご質問やご要望などございましたが、冒頭のご挨拶

拶で申し上げましたように、その時点でお出でになっていない方がいらっしゃると思いますので、もう一度申し上げますが、昨日今日いただいた方が多数かと思いますが、このマニュアル、戻ってからよく熟読をしていただきまして、先ほどお話がありましたように電話でも何でも結構です、文書ということでもなくてもファックスでも何でも結構ですので、気が付かれたものを片っ端から対策室の方に寄せていただければと思います。このマニュアルと来月試しに行う試行、これとセットでまずやらせていただきたいと思います。いろいろな不具合が起きればまたマニュアルを直す、あるいはそれを基にしてまた試行をやっていくという繰り返りで、9月以降のこの撤去に向けて万全を期してまいりたいと考えております。

今日は皆さんから非常に、私どもちょっと気が付かなかったこともいろいろご指摘いただきまして大変ありがとうございます。我々も28名のスタッフがいろいろ頭を傾げながら作ったものでありまして、今日の土壇場になってこのマニュアルができたということ、もっと本当は早くお示ししながら今日を迎えるともっと充実した、さらに充実したやりとりもできたかと思いますが、先ほど申し上げましたように、さらに読んでいただいてまたお寄せいただければと思います。

今日は非常に農繁期のお忙しい中お集まりいただきまして、貴重なご意見などお寄せいただきましてありがとうございます。対策室28名一生懸命頑張っていて、これからの対応に向かって進んでいきたいと思いますので、町ご当局、それから住民の皆様の一層のご協力・ご理解をお願いして最後のご挨拶にさせていただきます。

どうもありがとうございました。

司 会： 以上をもちまして、本日の説明会を終了したいと思います。本日は長時間にわたりまして、大変どうもありがとうございました。